

本市では、市民活動の推進に要する経費の財源に充てることを目的として、令和3年4月に「鎌倉市市民活動推進基金（以下「基金」という。）」を設置しました。

基金の設置に伴い、市民等の皆様に親しみのある基金となるよう、基金の愛称を募集します。

## 1 募集期間

令和3年（2021年）4月15日（木）から令和3年（2021年）5月14日（金）まで（必着）

## 2 提出方法及び提出先

応募用紙につきましては、下記のあて先へ、郵便・ファックス・電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提出先	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課
	ファックス	0467-23-8700（代表） ※宛先として課名をご記載ください
	電子メール	npo@city.kamakura.kanagawa.jp
	お持ちいただく場合	【4月15日から4月30日まで】 市役所本庁舎1階 地域のつながり課（23番窓口） 【5月6日から5月14日まで】 市役所第3分庁舎1階 地域のつながり課まで ※5月から執務室の場所が変更となりますので、ご了承ください。

※電話または口頭によるご提案は、正式な応募としてお受けできません。

## 3 応募資格

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務している方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学している方
- ・市内を主な活動場所とする市民活動団体に所属している方

## 4 応募様式

- ・応募用紙の様式は自由ですが、裏面を利用させていただくと便利です。なお、応募用紙の提出にあたっては、住所、氏名、電話番号（またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先）、所属（団体等に所属している場合は、法人名や市民活動団体名）を記載してください。また、住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。

## 5 選考方法

つながる鎌倉条例で規定する附属機関である「鎌倉市市民活動推進委員会」での選考を経て、その中から市長が採用作品を決定します。

## 6 注意事項

- (1) 採用作品に関わる一切の権利は、鎌倉市に帰属するものとします。
- (2) 応募にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮してください。
- (3) 応募用紙等は返却できません。
- (4) 採用作品は広報紙や市ホームページ、各種印刷物への掲載等基金のPR活動に広く使用します。
- (5) 応募者の個人情報、選考手続きに必要な範囲でのみ使用します。ただし、選考された愛称、作品者名、住所（町名まで）、については、ホームページ等で公表する場合があります。
- (6) 応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、応募者の責任となります。
- (7) 応募は何点でも構いませんが、応募用紙1枚につき1点で応募してください。
- (8) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、必要に応じて、補正・修正を付加して使用させていただくことがあります。

## 7 お問い合わせ

鎌倉市役所市民防災部地域のつながり課 電話 0467-23-3000（代表） 内線 2311・2582

鎌倉市市民活動推進基金  
愛称応募用紙

【応募期間】 令和3年4月15日（木）から5月14日（金）まで 必着（郵送の場合は消印有効）  
【宛 先】 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当 宛て

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
電 話 番 号 ( 連 絡 先 )	
法人名や市民活動 団体名等 (※)	(※) 団体等に所属している場合は記載してください。
勤務先や学校名、活動場 所の名称等 (※)	(※) 住所や所在地が市外の方は記載してください。
(フリガナ) 愛 称	
愛称の説明	(※) 愛称の意味や愛称に込めた思い等を記載してください。